

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第51号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料					別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料				
事務		名称	金額	指定試験 機関等	事務		名称	金額	指定試験 機関等
[略]					[略]				
5 法第 89条第 1項の 運転免 許試験	大型自動 車免許又 は中型自 動車免許 に係る試 験	法第97条 の2第1 項第1号 又は第2 号に該当 して同項 の適用を 受ける場 合	[略]	<u>1,850円</u>	5 法第 89条第 1項の 運転免 許試験	大型自動 車免許又 は中型自 動車免許 に係る試 験	法第97条 の2第1 項第1号 又は第2 号に該当 して同項 の適用を 受ける場 合	[略]	<u>1,600円</u>
		法第97条 の2第1 項第3号 に該当し て同項の 適用を受	[略]	<u>2,000円</u>			法第97条 の2第1 項第3号 に該当し て同項の 適用を受	[略]	<u>1,900円</u>

	ける場合			
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>4,950円</u>	法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>2,100円</u>	
	法第97条の2第1項第3号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>2,050円</u>	
	法第97条の2第1	[略]	<u>2,400円</u>	法第97条第1項第

	ける場合			
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>4,600円</u>	法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,800円</u>	
	法第97条の2第1項第3号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,900円</u>	
	法第97条の2第1	[略]	<u>2,200円</u>	法第97条第1項第

	項の適用を受けない場合		2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>3,400円</u>	
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動車二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]	<u>2,000円</u>	
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>2,950円</u> [略]	

	項の適用を受けない場合		2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>3,050円</u>	
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動車二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,750円</u>	
殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試	法第97条の2第1項第3号に該当して同項の適用を受ける場合	特定失効者特定第一種又は第二種免許試験手数料	<u>1,900円</u>	
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>3,050円</u> [略]	

験				
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]	<u>2,050円</u>	
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>1,650円</u>	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]	<u>2,000円</u>	
	法第97条	[略]	<u>4,500円</u>	

験				
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,900円</u>	
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>1,500円</u>	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,750円</u>	
	法第97条の2第1項第3号に該当して同項の適用を受ける場合	特定失効者大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料	<u>1,900円</u>	
	法第97条	[略]	<u>4,600円</u>	

	の2第1項の適用を受けない場合		法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>7,700円</u>	
仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>2,000円</u>	
	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,650円</u>	
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>3,100円</u> 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使	

	の2第1項の適用を受けない場合		法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>7,650円</u>	
仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,700円</u>	
	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,550円</u>	
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>3,000円</u> 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使	

			用して受ける場合 <u>4,750円</u>	
6 法第 89条第 2項の 検査	大型自動車仮運転 免許又は中型自動 車仮運転免許を受 けている者に対す る検査	[略]	<u>3,950円</u> 公安委員会が提供 する自動車を使用 して受ける場合 <u>7,650円</u>	
	普通自動車仮運転 免許を受けている 者に対する検査	[略]	<u>4,300円</u> 公安委員会が提供 する自動車を使用 して受ける場合 <u>5,300円</u>	
7 法第 100条 の2第 1項の 再試験	普通自動車免許に 係る再試験	[略]	<u>2,050円</u> 法第100条の2第 2項の普通自動車 の運転について必 要な技能について 行う試験を公安委 員会が提供する自 動車を使用して受 ける場合 <u>3,050円</u>	
	大型自動二輪車免 許又は普通自動二 輪車免許に係る再 試験	[略]	<u>1,900円</u> 法第100条の2第 2項の大型自動二 輪車又は普通自動 二輪車の運転につ いて必要な技能に	

			用して受ける場合 <u>4,550円</u>	
6 法第 89条第 2項の 検査	大型自動車仮運転 免許又は中型自動 車仮運転免許を受 けている者に対す る検査	[略]	<u>3,850円</u> 公安委員会が提供 する自動車を使用 して受ける場合 <u>6,950円</u>	
	普通自動車仮運転 免許を受けている 者に対する検査	[略]	<u>4,050円</u> 公安委員会が提供 する自動車を使用 して受ける場合 <u>4,900円</u>	
7 法第 100条 の2第 1項の 再試験	普通自動車免許に 係る再試験	[略]	<u>1,950円</u> 法第100条の2第 2項の普通自動車 の運転について必 要な技能について 行う試験を公安委 員会が提供する自 動車を使用して受 ける場合 <u>2,800円</u>	
	大型自動二輪車免 許又は普通自動二 輪車免許に係る再 試験	[略]	<u>1,700円</u> 法第100条の2第 2項の大型自動二 輪車又は普通自動 二輪車の運転につ いて必要な技能に	

			<p>ついて行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p style="text-align: right;"><u>3,550円</u></p>	
	原動機付自転車免許に係る再試験	[略]	<u>1,150円</u>	
8 法第92条第1項の免許証の交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付	[略]	<p style="text-align: right;"><u>2,100円</u></p> <p>(法第92条第1項後段の規定により一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、<u>2,100円</u>に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)</p>	
	仮運転免許に係る免許証の交付	[略]	<u>1,200円</u>	
9 法第94条第2項の	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再	[略]	<u>3,650円</u>	

			<p>ついて行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p style="text-align: right;"><u>3,250円</u></p>	
	原動機付自転車免許に係る再試験	[略]	<u>1,000円</u>	
8 法第92条第1項の免許証の交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付	[略]	<p style="text-align: right;"><u>2,050円</u></p> <p>(法第92条第1項後段の規定により一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、<u>2,050円</u>に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)</p>	
	仮運転免許に係る免許証の交付	[略]	<u>1,100円</u>	
9 法第94条第2項の	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再	[略]	<u>3,600円</u>	

免許証 の再交 付	交付 仮運転免許に係る 免許証の再交付	[略]	<u>1,200円</u>
10 法第 101条 第1項 、第101 条の2 第1項	免許証の更新（法第 101条の2の2第1 項の規定に基づき 免許証の更新申請 をする場合を除く 。）	[略]	<u>2,550円</u>
又は第 101条 の2の 2第1 項の免 許証の 更新	免許証の更新（法第 101条の2の2第1 項の規定に基づき 免許証の更新申請 をする場合に限る 。）	[略]	<u>2,550円</u>
11 法第101条の2の2第1項 の免許証の更新に係る経由 事務	[略]	[略]	<u>600円</u>
[略]			
12 法第91条の規定により運 転することができる自動車 等の種類を限定された者の その限定の全部又は一部の 解除の審査	[略]	公安委員会が提供 する自動車を使用 して受ける場合 <u>3,350円</u>	<u>1,700円</u>
[略]			
14 法第	大型自動車免許又	[略]	<u>24,700円</u>

免許証 の再交 付	交付 仮運転免許に係る 免許証の再交付	[略]	<u>1,100円</u>
10 法第 101条 第1項 、第101 条の2 第1項	免許証の更新（法第 101条の2の2第1 項の規定に基づき 免許証の更新の申 請をする場合を除 く。）	[略]	<u>2,500円</u>
又は第 101条 の2の 2第1 項の免 許証の 更新	免許証の更新（法第 101条の2の2第1 項の規定に基づき 免許証の更新の申 請をする場合に限 る。）	[略]	<u>2,500円</u>
11 法第101条の2の2第1項 の免許証の更新に係る経由 事務	[略]	[略]	<u>550円</u>
[略]			
12 法第91条の規定により運 転することができる自動車 等の種類を限定された者の その限定の全部又は一部の 解除の審査	[略]	公安委員会が提供 する自動車を使用 して受ける場合 <u>3,100円</u>	<u>1,550円</u>
[略]			
14 法第	大型自動車免許又	[略]	<u>23,500円</u>

99条の 2第4 項第1 号イの 審査	は中型自動車免許 に係る審査	[略]	[略]	
	普通自動車免許に 係る審査	[略]	<u>20,500円</u>	[略]
	特定第一種運転免 許に係る審査	[略]	<u>14,100円</u>	[略]
	大型自動車第二種 免許、中型自動車第 二種免許又は普通 自動車第二種免許 に係る審査で、これ らの免許に対応す る第一種運転免許 に係る技能検定員 資格者証の交付を 受けている者に対 するもの	[略]	<u>22,450円</u>	[略]
[略]				
16 法第 99条の 3第4 項第1 号イの 審査	大型自動車免許又 は中型自動車免許 に係る審査	[略]	<u>15,650円</u>	[略]
	普通自動車免許に 係る審査	[略]	<u>12,150円</u>	[略]
	特定第一種運転免 許に係る審査	[略]	<u>9,500円</u>	[略]
	大型自動車第二種 免許、中型自動車第	[略]	<u>13,300円</u>	[略]

99条の 2第4 項第1 号イの 審査	は中型自動車免許 に係る審査	[略]	[略]	
	普通自動車免許に 係る審査	[略]	<u>19,650円</u>	[略]
	特定第一種運転免 許に係る審査	[略]	<u>14,500円</u>	[略]
	大型自動車第二種 免許、中型自動車第 二種免許又は普通 自動車第二種免許 に係る審査で、これ らの免許に対応す る第一種運転免許 に係る技能検定員 資格者証の交付を 受けている者に対 するもの	[略]	<u>21,850円</u>	[略]
[略]				
16 法第 99条の 3第4 項第1 号イの 審査	大型自動車免許又 は中型自動車免許 に係る審査	[略]	<u>15,000円</u>	[略]
	普通自動車免許に 係る審査	[略]	<u>11,800円</u>	[略]
	特定第一種運転免 許に係る審査	[略]	<u>9,450円</u>	[略]
	大型自動車第二種 免許、中型自動車第	[略]	<u>12,850円</u>	[略]

	二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの			
17	法第107条の7第1項の国外運転免許証の交付	[略]	<u>2,650円</u>	
18	法第108条の2第1項各号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 <u>2,600円</u>	合資会社 中央自動車学校 佐藤興産株式会社

	二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの			
17	法第107条の7第1項の国外運転免許証の交付	[略]	<u>2,400円</u>	
18	法第108条の2第1項各号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 <u>2,450円</u>	株式会社 西部産業 合資会社 中央自動車学校 佐藤興産株式会社 有限会社 水沢自動車学校 株式会社 国際自動車教習所 株式会社 高田自動車

法第108条の2第1項第3号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>2,300円</u>	
[略]				
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,200円</u>	
	普通自動二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,100円</u>	
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>1,350円</u>	
[略]				
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>1,200円</u>	
法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>750円</u>	
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,150円</u>	[略]
	大型自動	[略]	講習	

					車学校
法第108条の2第1項第3号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>2,200円</u>		
[略]					
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,150円</u>		
	普通自動二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,050円</u>		
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>1,400円</u>		
[略]					
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>1,250円</u>		
法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>650円</u>		
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,100円</u>		[略]
	大型自動	[略]	講習		

る講習	二輪車免許に係る講習		1時間 <u>2,800円</u>
	普通自動車二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,700円</u>
	原動機付自転車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,550円</u>
法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	[略]	<u>700円</u>
	法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に	[略]	<u>1,050円</u>

る講習	二輪車免許に係る講習		1時間 <u>2,750円</u>
	普通自動車二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,600円</u>
	原動機付自転車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,450円</u>
法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	[略]	<u>600円</u>
	法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に	[略]	<u>950円</u>

		対する講習			
		法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	[略]	<u>1,700円</u>	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「施行令」という。）第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習である場合 <u>1,050円</u>
[略]					
	法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	運転者の資質の向上に資する活動を伴わない場合	[略]	<u>13,400円</u>	
		運転者の資質の向上に資する活動を伴う場合	[略]	<u>9,400円</u>	
[略]					
20	[略]		[略]		

		対する講習			
		法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	[略]	<u>1,500円</u>	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「施行令」という。）第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習である場合 <u>950円</u>
[略]					
	法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	運転者の資質の向上に資する活動を伴わない場合	[略]	<u>13,350円</u>	
		運転者の資質の向上に資する活動を伴う場合	[略]	<u>9,200円</u>	
[略]					
20	[略]		[略]		
20の2	法第104条の4第5項	運転経歴		<u>1,000円</u>	

21 法第 108条 の2第 2項の 講習	施行令第37条の6 第2号の講習	[略]	<u>1,700円</u>	
	加齢に伴って生ず る身体の機能の低 下が自動車等の運 転に影響を及ぼし ていると認められ るかどうかの確認 及びその結果に基 づく指導を行う講 習	[略]	<u>2,750円</u>	
	施行令第37条の6 の2の講 習	[略]	<u>1,400円</u>	
	加齢に伴 って生ず る身体の 機能の低 下が自動 車等の運 転に影響 を及ぼし ていない と認めら れる者に 対して行 う講習（			

	<u>の運転経歴証明書の再交付</u>	<u>証明書再 交付手数 料</u>			
21 法第 108条 の2第 2項の 講習	施行令第37条の6 第2号の講習	[略]	<u>1,500円</u>		
	加齢に伴って生ず る身体の機能の低 下が自動車等の運 転に影響を及ぼし ていると認められ るかどうかの確認 及びその結果に基 づく指導を行う講 習	[略]	<u>2,650円</u>		
	施行令第37条の6 の2の講 習	[略]	<u>1,500円</u>		
	加齢に伴 って生ず る身体の 機能の低 下が自動 車等の運 転に影響 を及ぼし ていない と認めら れる者に 対して行 う講習（				

	以下「特定任意高齢者簡易講習」という。）					以下「特定任意高齢者簡易講習」という。）			
		[略]					[略]		
[略]						[略]			
[略]						[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。